

休業補償保険
地震・津波も対応
日火連が中小向け
中小企業向けの共済事

業を手掛ける全日本火災共済協同組合連合会（日火連）は自然災害で休業した事業主向けに、その間の損失を補填する共済保険を開発した。火災や台風に加え地震、津波、噴火による被害でも保険金を受け取れる。補償の範囲を広げ、被災後の事業再開を後押しする。「休業補償保険」と呼ばれる保険で、建物の損壊などで休業を余儀なくされた際に保険金を支払う。大手の損害保険会社を取り扱う火災保険では地震や津波による被害を補償の対象に加えてもらうには特約に入る必要がある。日火連によると、地震や噴火の被害を基本補償に加えた商品は全国で初めて。